泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

泊発電所 3 号炉審査資料 資料番号 資料 1 - 6 提出年月日 令和5年7月24日

第4条 地震による損傷の防止 (屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の耐震評価における断面選定)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-全体	わかりやすさの観点で、取水口の定義を以下のとおりとし、「取水口(護岸コンクリート)」、「取水口」等、複数存在していた名称を「取水口」で統一した。 ・取水口とは、屋外重要土木構造物である護岸コンクリートを指すこととする。	
1.	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-全体	同上	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-全体	添付図の追加に伴い、図番番号等を修正した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-全体	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-1, 2, 4, 5	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたこと に伴い,以下の記載を削除した。 (削除)及び津波防護施設	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-1, 2, 4	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条−別添6−1	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、以下の記載を追記した。 (追記)なお、津波防護施設については「泊発電所3号炉 津波による損傷 の防止」に示す。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-1	同上	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-1, 10, 11, 15, 20, 29, 33, 39	各配置図に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁を反映した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-3, 14, 15, 18, 22, 30, 34, 38	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-2	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、第6-1表から津波防護施設を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-2	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-2	第6-1表の追而箇所を記載した。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-2	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-3	わかりやすさの観点で、以下のとおり記載を適正化した。 (旧)海水を取水するため護岸コンクリートで海水の流路を形成している構造物(以下「護岸構造物」という。)は、延長方向(通水方向)におおむね同一構造が連続しており、横断方向(延長方向に直交する方向)は、前面に海水があり、背面には埋戻土が分布している。 (新)海水を取水するため護岸コンクリートで海水の流路を形成している構造物(以下「護岸構造物」という。)は、延長方向(通水方向)におおむね同一構造が連続している。また、横断方向(延長方向に直交する方向)は、前面に海水があり、背面には埋戻土が分布している。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-3	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-3	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 横断方向加振による前面方向への滑動・転倒に対する抵抗が小さいことから、 (新) 護岸構造物は、前面側から海水による水圧を受けるものの、背面側からの土圧の方が大きく、横断方向加振に対して前面側(海水側)に滑動・転倒しやすい構造であることから、	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-3	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-5	以下の誤記を修正した。 (旧)屋外重要土木構造物 (新)屋外重要土木構造物等	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-4	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-5	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、第6-2表から津波防護施設に関連する箇所を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-4	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-7	以下の誤記を修正した。 (旧) 隣接構造物 (新) 評価対象構造物	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-7	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-8	以下の誤記を修正した。 (旧) 耐震評価候補断面 (新) 評価対象候補断面	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-9	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-10	液状化関連の審査での議論を踏まえ、以下の記載を修正した。 (旧) 地盤改良(コンクリート置き換え等) (新) MMR	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-13	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-10	第6-4図について、以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設)	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-14	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-11, 12, 13, 14	「2.2 取水口」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・5条耐津波の審査進捗に伴い、衝突防止工を追記 ・名称の統一 (「取水口(護岸コンクリート)」→「取水口」) ・底版コンクリート(A), (B)及び構造目地の明記 ・取水口及びL型擁壁の構造形式(無筋,有筋)を追記 ・第6-9図の追加 ・図面名称の誤記を修正 (旧)縦断→(新)縦断面 ・(旧)地盤改良→(新)MMR(新設)	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-15, 16, 17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-15	以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧)取水路は,非常用取水設備であり,通水機能及び貯水機能が要求される。 (新)取水路は,非常用取水設備であり,通水機能,貯水機能及び津波防護施設である防潮堤の間接支持機能が要求される。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-17	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-15, 16, 17, 18, 19	「2.3 取水路」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・第6-15図の追加 ・ (旧) 置換コンクリート→ (新) 下部コンクリートへ名称を変更 ・ (旧) C-C断面【 (新) D-D断面】に寸法を追記 ・図面名称の誤記を修正 (旧) 縦断→ (新) 縦断面 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設)	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-18, 19, 20, 21	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-20, 21, 23, 24	「2.4 原子炉補機冷却海水管ダクト」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設) ・ 図面名称の誤記を修正 (旧) 縦断→ (新) 縦断面	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-22, 23, 25, 26	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-27, 28	「2.5 B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ」の添付図について,以下のとおり修正した。 ・図面名称の誤記を修正 (旧)縦断→(新)縦断面	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-28, 29	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-29	以下のとおり設備名称を適正化した。 (旧) 3号取水ピットスクリーン室溢水防止壁 (新) 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-29	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-29	第6-46図に弱軸と強軸の根拠を追記したことに伴い、以下の記載を追記した。 (追記)第6-46図に示すとおり、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.9)	4-別添6-29	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別添6-29	取水ピットスクリーン室の解析において、妻壁を考慮せずに評価することが保守的であることについて、以下の記載を追記した。 (追記)また、土圧等の外力に対して側壁と妻壁で負担する構造であり、弱軸方向加振に対しては、側壁よりも妻壁の方が外力を多く負担するが、妻壁を考慮せずに評価することで、取水ピットスクリーン室の側壁に作用する外力を多く見込んだ設計となり保守的な評価となる。よって、	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-30	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別添6-29	強軸方向断面の評価について、以下の記載を追記した。 (追記) 妻壁に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁を設置する方針であり、間接支持機能に対する確認として妻壁の耐震評価を実施すること及び	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-30	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別添6-29	以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を,評価対象断面として選定する。 (新) 構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を直交する2方向から評価対象断面として選定する。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-30	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-29,30	トラッシュピットの取り扱いについて、以下の記載を追記した。 ・ (注) トラッシュピットについては、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構築に伴い撤去する予定である	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-30,31	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-30	第6-46図を以下のとおり修正した。 ・弱軸と強軸の根拠を追記した。 ・防水壁及び取水ピット水位計等の間接支持する構造物を追記し、凡例を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-31	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-29, 30, 31, 32	「2.6 取水ピットスクリーン室」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・平面図、断面図及び地質断面図に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁を反映 ・同一断面となる区間を明示 ・構造目地の明記 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設) ・地質断面図 (D-D断面) に間接支持構造物の記載を省略している旨の注釈を追記した。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-30, 31, 32, 33	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-33	第6-54図に弱軸と強軸の根拠を追記したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第6-54図に示すとおり,	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-34	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-33	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 東西方向に加振した場合, (新) 東西方向に加振した場合に	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-34	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-33, 39	泊の審査資料内での用語の統一のため、以下の記載を修正した。 (旧) あたって (新) 当たって	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-34, 38	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-34	第6-54図に弱軸と強軸の根拠を追記した。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-35	第6-55図のドレンライン逆止弁について、5条耐津波の審査進捗に伴い、設置箇所を追記。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-35	同上	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-33, 35, 36, 37, 38	「2.7 取水ピットポンプ室」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設) ・ 同一断面となる区間を明示 ・ 構造目地の明記	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-34, 36, 37	同上	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-39	第6-65図に弱軸と強軸の根拠を追記したことに伴い、以下の記載を追記した。 (追記)第6-65図に示すとおり、	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-38	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-39	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 南北方向に加振した場合, (新) 南北方向に加振した場合に	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-38	同上	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-40	第6-65図を以下のとおり修正した。 ・弱軸と強軸の根拠を追記した。 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを追記し、凡例を追加した。	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-39	同上	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-39, 41, 42, 43	「2.8 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設) ・構造目地の明記 ・同一断面となる区間を明示	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-38, 39, 40, 41	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別添6-全体	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたこと に伴い、3章「津波防護施設の耐震評価における断面選定」を削除した。	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4-別添6-全体	同上	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-全体	わかりやすさの観点で、取水口の定義を以下のとおりとし、「取水口(護岸コンクリート)」、「取水口」等、複数存在していた名称を「取水口」で統一した。 ・取水口とは、屋外重要土木構造物である護岸コンクリートを指すこととする。	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-全体	同上	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	表紙, 4条-別紙8-1, 2, 4, 5	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い,以下の記載を削除した。 (削除)及び津波防護施設	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-1, 2, 4	同上	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-1	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、以下の記載を追記した。 (追記)なお、津波防護施設については「泊発電所3号炉 津波による損傷の防止」に示す。	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-1	同上	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-1, 10, 11, 15, 21, 32, 38, 45	各配置図に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁を反映した。	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-3, 10, 11, 14, 18, 27, 32, 37	同上	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条−別紙8−2	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、第8-1-1表から津波防護施設を削除した。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-2	第8-1-1表の追而箇所を記載した。	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-2	同上	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-3	わかりやすさの観点で、以下のとおり記載を適正化した。 (旧)海水を取水するため護岸コンクリートで海水の流路を形成している構造物(以下「護岸構造物」という。)は、延長方向(通水方向)におおむね同一構造が連続しており、横断方向(延長方向に直交する方向)は、前面に海水があり、背面には埋戻土が分布している。 (新)海水を取水するため護岸コンクリートで海水の流路を形成している構造物(以下「護岸構造物」という。)は、延長方向(通水方向)におおむね同一構造が連続している。また、横断方向(延長方向に直交する方向)は、前面に海水があり、背面には埋戻土が分布している。	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-3	同上	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-3	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 横断方向加振による前面方向への滑動・転倒に対する抵抗が小さいことから, (新) 護岸構造物は,前面側から海水による水圧を受けるものの,背面側からの土圧の方が大きく,横断方向加振に対して前面側(海水側)に滑動・転倒しやすい構造であることから,	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-3	同上	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-5	以下の誤記を修正した。 (旧)屋外重要土木構造物 (新)屋外重要土木構造物等	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-4	同上	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-5	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、第8-1-2表から津波防護施設に関連する箇所を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-4	同上	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条−別紙8−7	以下の誤記を修正した。 (旧) 隣接構造物 (新) 評価対象構造物	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条−別紙8−7	同上	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-8	別添6に合わせて以下の記載を追記した。 (追記) 評価対象候補断面の中で、隣接構造物との位置関係により土圧が作用しない断面と、周辺地質が埋戻土となる断面がある場合のように、構造物に作用する土圧が大きく評価される候補断面が明確な場合には、その候補断面を評価対象断面として選定する。	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-8	同上	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-10	液状化関連の審査での議論を踏まえ、以下の記載を修正した。 (旧) 地盤改良(コンクリート置き換え等) (新) MMR	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-9	同上	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-10	第8-2-1-1図について,以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設)	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-10	同上	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-11, 12, 13, 14	「2.2 取水口」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・5条耐津波の審査進捗に伴い、衝突防止工を追記 ・名称の統一 (「取水口(護岸コンクリート)」→「取水口」) ・底版コンクリート (A), (B)及び構造目地の明記 ・取水口及びL型擁壁の構造形式(無筋,有筋)を追記 ・第8-2-2-5図を追加ならびに図面番号の修正 ・全角英字を半角英字に修正: (旧)「A-A断面」→ (新)「A-A断面」等 ・(旧)地盤改良→(新)MMR(新設)	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-11, 12	同上	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-14	第8-2-2-1表について,以下のとおり修正した。 ・全角英字を半角英字に修正: (旧)「A-A断面」→ (新)「A-A断面」等 ・C-C断面の追加 ・C-C断面追加に伴い,A-A断面の間接支持する設備を修正: (旧) 貯留堰→ (新)なし ・②構造的特徴(形式)を修正: (旧) コンクリート造→ (新)無筋コンクリート造 ・③周辺状況として,各断面の断層交差部の状況を追記	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-13	同上	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-15	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 取水路は,非常用取水設備であり,通水機能及び貯水機能が要求される。 (新) 取水路は,非常用取水設備であり,通水機能,貯水機能及び津波防護施設である防潮堤の間接支持機能が要求される。	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-13	同上	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-15, 16, 17, 18, 19	「2.3 取水路」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・第8-2-3-4図の追加ならびに図面番号の修正 ・(旧) 置換コンクリート→(新)下部コンクリートへ名称を変更 ・(旧) C-C断面【(新)D-D断面】に寸法を追記 ・全角英字を半角英字に修正:(旧)「A-A断面」→(新)「A-A断面」等 ・(旧)地盤改良→(新)MMR(新設)	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-14, 15, 16, 17	同上	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-19	第8-2-3-1表を次ページに移動させたことに伴い,以下のとおり記載を適正化した。 (旧)以上の (新)第8-2-3-1表に示す	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-32	第8-2-6-2図に弱軸と強軸の根拠を追記したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第8-2-6-2図に示すとおり,	
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-26	同上	
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-32	取水ピットスクリーン室の解析において、妻壁を考慮せずに評価することが保守的であることについて、以下の記載を追記した。 (追記)また、土圧等の外力に対して側壁と妻壁で負担する構造であり、弱軸方向加振に対しては、側壁よりも妻壁の方が外力を多く負担するが、妻壁を考慮せずに評価することで、取水ピットスクリーン室の側壁に作用する外力を多く見込んだ設計となり保守的な評価となる。よって、	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-26	同上	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-32	強軸方向断面の評価について、以下の記載を追記した。 (追記) 妻壁に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁を設置する方針であり、間接支持機能に対する確認として妻壁の耐震評価を実施すること、及び	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-26	同上	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-32, 33	トラッシュピットの取り扱いについて、以下の記載を追記した。 ・ (注) トラッシュピットについては、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構築に伴い撤去する予定である	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-27	同上	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-33	第8-2-6-2図を以下のとおり修正した。 ・弱軸と強軸の根拠を追記した。 ・防水壁及び取水ピット水位計等の間接支持する構造物を追記し、凡例を追加した。	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-32, 33, 34, 35	「2.6 取水ピットスクリーン室」の添付図について,以下のとおり修正した。 ・平面図,断面図及び地質断面図に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁を反映 ・同一断面となる区間を明示 ・構造目地の明記 ・(旧)地盤改良→(新)MMR(新設) ・全角英字を半角英字に修正:(旧)「A-A断面」→(新)「A-A断面」等 ・地質断面図(D-D断面)に間接支持構造物の記載を省略している旨の注釈を追記した。	
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-27, 28, 29	同上	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-36	第8-2-6-1表について、以下のとおり修正した。 ・全角英字を半角英字に修正: (旧) 「A-A断面」→ (新) 「A-A断面」等 ・周辺地質について、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の反映に伴い、 各断面の記載を適正化 ・③周辺状況として、各断面の断層交差部の状況を追記 ・A-A断面、B-B断面及びC-C断面のモデル化する隣接構造物を追記	
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-30	同上	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-36	3 号炉取水ピットスクリーン室防水壁を反映したことに伴い,以下のとおり記載を適正化した。 (旧)おおむねA-A断面に示す構造が延長方向に連続する構造であり,周辺状況の差異がないことから, (新)おおむねA-A断面に示す構造が延長方向に連続する構造である。また,構造物側方の周辺地質はMMRが大部分を占めており,周辺状況についてもおおむねー様であることから,	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-30	同上	
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-36	以下の誤記を修正した。 (旧) 中小板 (新) 中床版	
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-30	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-36	第8-2-6-9図を追加したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第8-2-6-9図に示すとおり,	
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-30	同上	
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-37	第8-2-6-9図を追加した。	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-31	同上	
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-38	第8-2-7-2図に弱軸と強軸の根拠を追記したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第8-2-7-2図に示すとおり,	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-31	同上	
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-38	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 東西方向に加振した場合, (新) 東西方向に加振した場合に	
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-31	同上	
153	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-38, 45	泊の審査資料内での用語の統一のため、以下の記載を修正した。 (旧) あたって (新) 当たって	
154	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-31, 36	同上	
155	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-39	第8-2-7-2図に弱軸と強軸の根拠を追記した。	
156	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
157	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-40	第8-2-7-3図のドレンライン逆止弁について、5条耐津波の審査進捗に伴い、設置箇所を追記。	
158	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-33	同上	
159	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-38, 40, 41, 42, 43	「2.7 取水ピットポンプ室」の添付図について、以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設) ・ 同一断面となる区間を明示 ・ 構造目地の明記 ・ 全角英字を半角英字に修正: (旧) 「A-A断面」→ (新) 「A-A断面」 等	
160	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-32, 33, 34, 35	同上	
161	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-43	第8-2-7-1表を次ページに移動させたことに伴い,以下のとおり記載を適正化した。 (旧)以上の (新)第8-2-7-1表に示す	
162	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-35	同上	
163	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-43	第8-2-7-12図を追加したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第8-2-7-12図に示すとおり,	
164	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-35	同上	
165	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-43	第8-2-7-12図を追加した。	
166	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-44	第8-2-7-1表について,以下のとおり修正した。 ・全角英字を半角英字に修正: (旧)「A-A断面」→ (新)「A-A断面」等 ・B-B断面における要求機能の記載を適正化した ・間接支持する構造物の記載を適正化した ・A-A断面,B-B断面及びC-C断面における構造物側部の周辺地質を修正: (旧) 地盤改良→ (新) MMR ・③周辺状況として,各断面の断層交差部の状況を追記	
168	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-36	同上	
169	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-45	第8-2-8-2図に弱軸と強軸の根拠を追記したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第8-2-8-2図に示すとおり,	
170	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-36	同上	
171	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-45	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 南北方向に加振した場合, (新) 南北方向に加振した場合に	
172	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-36	同上	
173	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-46	第8-2-8-2図を以下のとおり修正した。 ・弱軸と強軸の根拠を追記した。 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを追記し、凡例を追加した。	
174	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-38	同上	
175		4条-別紙8-45, 47, 48, 49	「2.8 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室」の添付図について,以下のとおり修正した。 ・ (旧) 地盤改良→ (新) MMR (新設) ・構造目地の明記 ・ 同一断面となる区間を明示 ・ 全角英字を半角英字に修正: (旧) 「A – A断面」→ (新) 「A–A断面」等	
176	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-37, 38, 39, 40	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
177	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-50	第8-2-8-1表について、以下のとおり修正した。 ・弱軸方向の誤記を修正: (旧) 東西方向→ (新) 南北方向 ・強軸方向の誤記を修正: (旧) 南北方向→ (新) 東西方向 ・全角英字を半角英字に修正: (旧) 「A-A断面」→ (新) 「A-A断面」 等 ・構造物側部の周辺地質を修正: (旧) 地盤改良→ (新) MMR ・③周辺状況として、各断面の断層交差部の状況を追記	
178	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-40	同上	
179	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-50	以下の表記を修正した。 (旧) B - B 断面 (新) B-B 断面	
180	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-41	同上	
181	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.27)	4条-別紙8-50	第8-2-8-9図を追加したことに伴い,以下の記載を追記した。 (追記)第8-2-8-9図に示すとおり,	
182	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-41	同上	
183	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-51	第8-2-8-9図を追加した。	
184	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-41	同上	
185	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.27)	4条-別紙8-52	津波防護施設の断面選定を「津波による損傷の防止」で示すこととしたことに伴い、3章「津波防護施設の耐震評価における断面選定」を削除した。	
186	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	4条-別紙8-77	同上	
187	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)	取り纏めた資料-2	「1. 説明概要」について,記載を充実化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
188	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)		別紙6における論点はないことから、他資料との整合を図り、「2. 論点」を削除した。	
189	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止(DB04-9 r.3.9)		わかりやすさの観点で、「2. 島根2号炉との比較(主な差異)について」に、MMRの定義を追記した。	